



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表  
令和元年11月29日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課長 戸高 正博

統括特別司法監督官 加藤 孝

<電話> 011-709-2311

(内線 3542)

## 約4割の建設現場で 労働安全衛生法違反を是正指導

～全道230の建設現場に対し集中的な監督指導を実施～

ふくし わたる

北海道労働局(局長 福士 亘)は、本年10月に実施した管下17の労働基準監督署(支署)で行った建設工事現場に対する集中的な監督指導の結果を取りまとめました。

建設業において労働災害が増加傾向を示す10月から12月までの期間中、三大災害(墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害)等の防止を重点実施事項として、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」(別紙2、別紙3)を展開しています。

この運動の一環として、10月21日から10月31日までの間に建設工事現場に対して労働基準監督署(支署)による集中的な監督指導を実施しました。

### 1 監督指導実施結果

期間中、230現場に監督指導(1)を実施し、その内106現場(46.1%)で労働安全衛生法違反が認められ、その是正を指導しました。

また、手すり等が設けられていない足場など、危険性が高い設備について、15現場で、使用停止等(2)を命じました。

### 2 今後の建設業における労働災害防止の取組について

北海道労働局では、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」について、広く取組の推進を図り、建設業における労働災害の防止に取り組んでいきます。

- 1 監督指導とは、労働基準監督官による現場への立入調査により是正・改善を指導すること。
- 2 使用停止等とは、危険性の高い機械・設備などについて、労働基準監督官が労働安全衛生法令に基づき、その場で当該機械・設備などの使用の停止、設備等の変更を命ずる行政処分のこと。

- ・ 添付書類

別紙1 「令和元年度全道一斉監督指導結果」

別紙2 「令和元年度建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」

別紙3 「令和元年度建設工事追い込み期労働災害防止運動」リーフレット

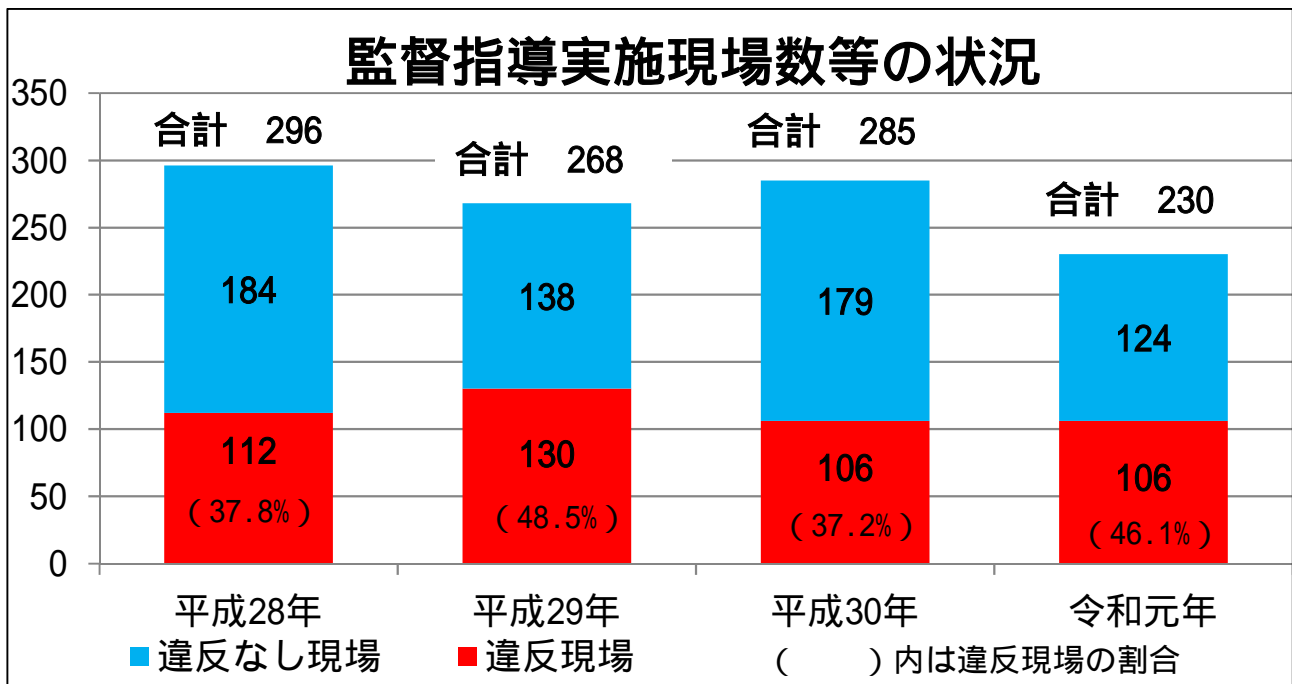
## 1 監督指導結果の概要

建設業において労働災害が増加傾向を示す 10 月から 12 月までの期間中、三大災害（墜落・転落災害、重機等災害、倒壊・崩壊災害）、火災災害、交通労働災害等の防止を重点実施事項として、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」（別紙 2、別紙 3）を展開しています。

今般、この運動の一環として、道内 17 の労働基準監督署（支署）は、10 月 21 日から 10 月 31 日までの間に、建設工事現場 230 現場【前年度 285 現場】に対して集中的な監督指導を実施しました。

その結果、106 現場（46.1%）【前年度 106 現場（37.2%）】で労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告書を交付するなどの指導を行ったほか、15 現場【前年度 3 現場】で、手すり等が設けられていない足場等墜落の危険性が高い設備などについて、使用停止等を命じました。

なお、過去 4 年間における監督指導実施件数は下図のとおりです。



## 2 業種別の法違反及び措置の状況

## 工事別監督指導状況

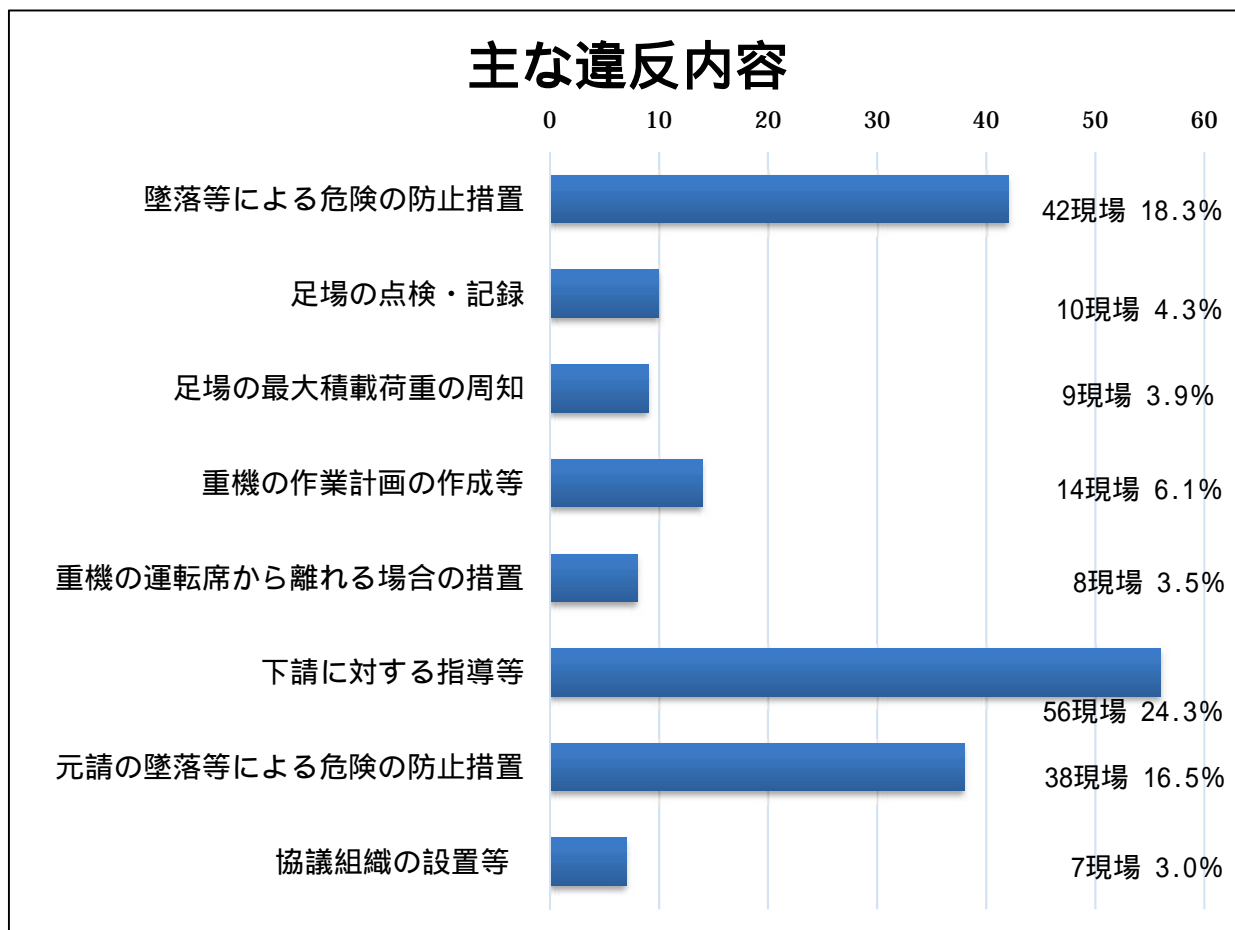
	監督現場数		労働安全衛生法 違反現場数		使用停止等現場数	
	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度
土木工事	90件 (39.1%)	122件 (42.8%)	30件 (33.3%)	37件 (30.3%)	2件 (2.2%)	0件 (0.0%)
建築工事	124件 (53.9%)	145件 (50.9%)	70件 (56.5%)	63件 (43.4%)	13件 (10.5%)	2件 (1.4%)
その他の建設工事 (電気工事等)	16件 (7.0%)	18件 (6.3%)	6件 (37.5%)	6件 (33.3%)	0件 (0.0%)	1件 (5.6%)
合計	230件	285件	106件 (46.1%)	106件 (37.2%)	15件 (6.5%)	3件 (1.1%)

( )内は合計に対する割合

( )内は違反率

( )内は命令の割合

### 3 主な法違反の状況



1 現場で複数の違反が認められる場合がある。

#### 墜落等による危険の防止措置義務違反のうち主なもの

高所作業における手すり等の墜落等による危険の防止措置に関するもの（42 現場、18.3%）

足場の点検・記録に関するもの（10 現場、4.3%）

足場の最大積載荷重の周知（9 現場、3.9%）

#### 建設重機の使用に係る危険の防止措置義務違反のうち主なもの

移動式クレーン、ドラグ・ショベルなどの作業計画の作成・周知に関するもの（14 現場、6.1%）

車両系建設機械の運転席から離れる場合の装置等の停止措置等に関するもの（8 現場、3.5%）

#### 元請（特定元方事業者）の措置義務違反のうち主なもの

下請（関係請負人）の法令違反を防止するための指導及び指示に関するもの（56 現場、24.3%）

元請の墜落等による危険の防止措置に関するもの（38 現場、16.5%）

元請及び関係請負人が参加する協議組織の設置等に関するもの（7 現場、3.0%）

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和元年 10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における7月末現在の死亡者数は昨年の8人から10人と2人増加(+25.0%)し、全国的に見てもワーストワンの状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に別添「建設工事パトロール点検表」を用いた「建設工事パトロール」を集中的に実施することとします。

- 1 取組期間
  - 令和元年 10月1日～12月31日
- 2 主唱者
  - 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者
  - 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部(順不同)
- 4 実施者
  - 建設業関係各事業場(工事現場)
- 5 主唱者、協賛者の実施事項
  - (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
  - (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
  - (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
  - (4) 安全パトロールを実施する。
  - (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
  - (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
  - (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。特に、10月21日から31日の間に全道一斉監督指導を実施する。
  - (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。
- 6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項
  - (1) 全般的事項
    - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設工事安全週間期間中)
    - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
    - ウ 全ての店社・現場に建設工事追い込み期労働災害防止運動の別添「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の設置、掲示
    - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
  - (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
    - ア 墜落・転落災害防止対策
      - (ア) 開口部の養生、危険箇所の表示
      - (イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
      - (ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
      - (エ) 作業主任者の選任、職務の励行
      - (オ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具取付設備の設置
      - (カ) 要求性能墜落制止用器具の導入促進
    - イ 重機等災害防止対策
      - (ア) 車両系建設機械
        - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
        - b 立入禁止区域の明確化
        - c 誘導者の配置による転落・接触防止
        - d 主たる用途以外の使用制限

- (イ) 移動式クレーン
  - a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
  - b 過負荷の制限
  - c アウトリガーの最大張出
  - d 適正な玉掛用具の使用
  - e 安全装置の有効使用
- ウ 崩壊・倒壊災害防止対策
  - (ア) 土砂崩壊
    - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
    - b 作業開始前の地山の点検
    - c 作業主任者の選任、職務の励行
    - d 作業手順に基づく安全作業
    - e 現場責任者による巡視・点検の励行
    - f 構築物・仮設物の倒壊
      - 作業計画の作成
      - 作業手順の確立
      - 避難場所の確保
      - 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
- エ 火災災害防止対策
  - (ア) 火気の取扱い管理の徹底
  - (イ) 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止
- オ 交通労働災害防止対策
  - (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
  - (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
    - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
    - b 交通誘導者の配置
    - c バリケードの設置
  - (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
  - (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
  - (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
  - (カ) 過労運転の防止
  - (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置
- カ 急性中毒災害防止対策
  - (ア) 一酸化炭素
    - a 屋内での内燃機関の使用禁止
    - b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
      - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
      - ・ リスクアセスメントの実施
  - (イ) 有機溶剤
    - a 換気装置の使用
    - b 送気マスク、防毒マスクの使用
    - c 作業主任者の選任、職務の励行
    - d SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
  - (ウ) 酸欠・硫化水素
    - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
    - b 作業場所の酸素濃度を 18% 以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
    - c 作業主任者の選任、職務の励行
    - d 安全衛生教育の実施
    - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助



# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における7月末現在の死者数は昨年の8人から10人と2人増加(+25%)し、全国的に見てもワーストワンの状況です。死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を活用した「建設工事パトロール」を集中して実施することとします。

- 1 取組期間: 令和元年10月1日~12月31日(建設安全週間: 10月25日~10月31日)
- 2 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーパイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部(順不同)
- 4 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

## 運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

### 墜落・転落災害防止対策

- ア 開口部の養生、危険箇所の表示
- イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- エ 作業主任者の選任、職務の励行
- オ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- カ 要求性能墜落制止用器具の導入促進

### 重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
  - (ア) 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
  - (イ) 立入禁止区域の明確化
  - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
  - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
  - (ア) 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
  - (イ) 過負荷の制限
  - (ウ) アウトリガーの最大張出
  - (エ) 適正な玉掛用具の使用
  - (オ) 安全装置の有効使用

### 崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
  - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - (イ) 作業開始前の地山の点検
  - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
  - (エ) 作業手順に基づく安全作業
  - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
  - (ア) 作業計画の作成
  - (イ) 作業手順の確立
  - (ウ) 避難場所の確保
  - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

### 交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - (イ) 交通誘導者の配置
  - (ウ) バリゲートの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

### 急性中毒災害防止対策

- ア 一酸化炭素
  - (ア) 屋内での内燃機関の使用禁止
  - (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
    - ・ 随時測定、監視(作業開始前、作業中等)
    - ・ リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
  - (ア) 換気装置の使用
  - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
  - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
  - (エ) SDS(安全データシート)を活用し、リスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
  - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
  - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
  - (エ) 安全衛生教育の実施

### 火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

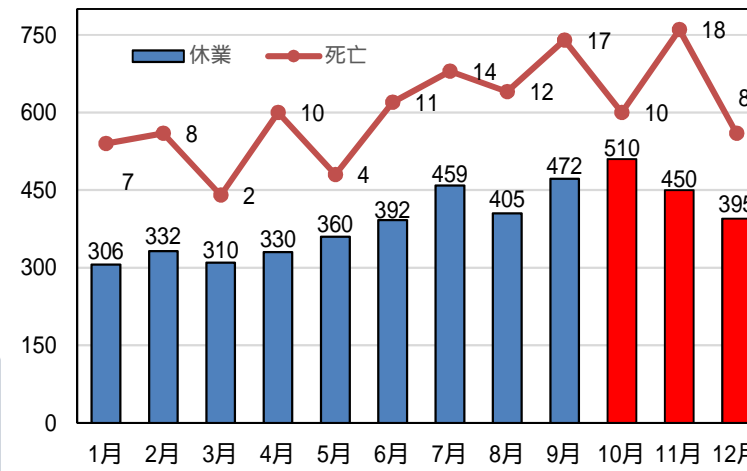
令和元年10月1日~12月31日(建設安全週間10月25日~10月31日)



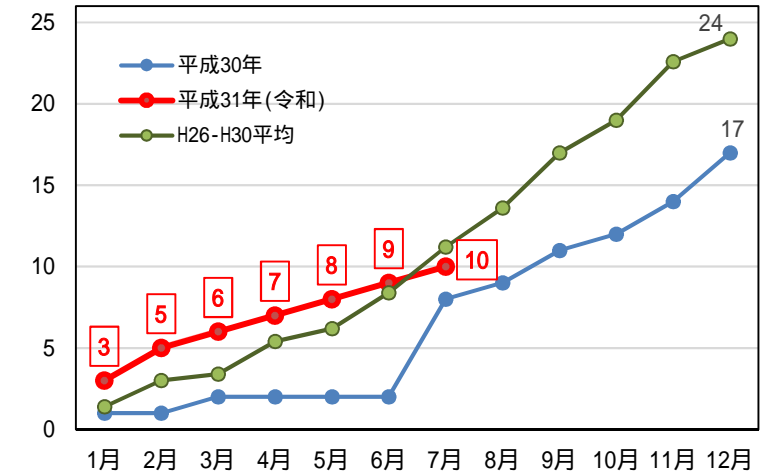
STOP!労働災害

リスクアセスメントを実施しよう!

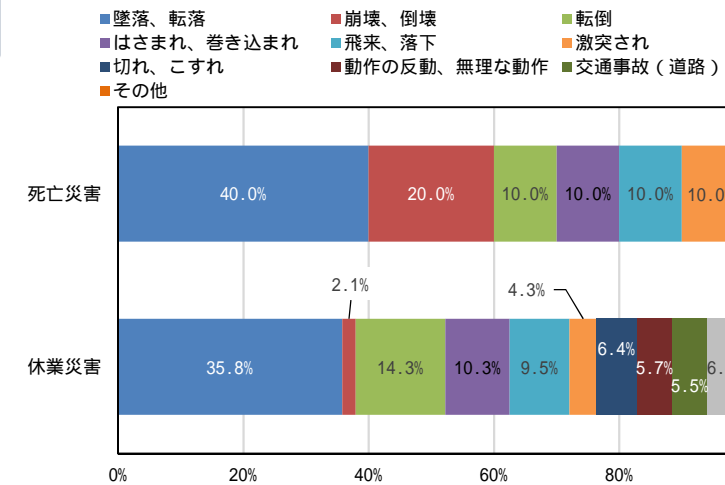
過去5年間における建設業の月別死傷者数の推移(平成26~平成30年)



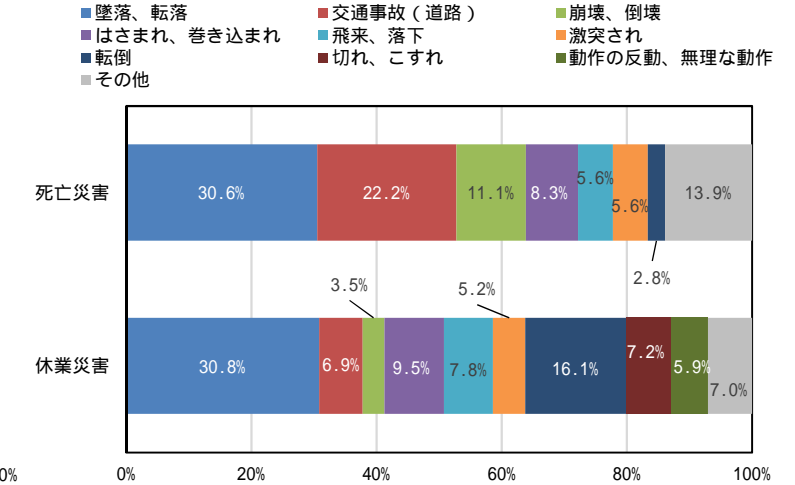
建設業における月別死亡労働災害発生状況



建設業における事故の型別労働災害発生状況  
平成31年1月~令和元年7月



建設業における事故の型別労働災害発生状況  
平成26年~30年(10月~12月)



建設業関係各事業場(工事現場)の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

#### 【重点実施事項】

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機等災害防止対策(車両系建設機械、移動式クレーン)
- 崩壊・倒壊災害防止対策(土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊)
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒災害防止対策(一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素)
- 火災防止対策

『新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場』



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署(支署)



# 建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中!

(令和元年 10月1日~12月31日)

Safety First! 『安全は何よりも優先する』

## 安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします!

(工事現場ごとの安全宣言を記入します。)

(社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。)

会社名

代表者